

所得税の確定申告 住民税の申告相談

申告期間 2月16日(火)～3月15日(月)

問 税務課市民税係
☎72-2101 (内線172・173・174)
諏訪税務署 ☎52-1390 (自動音声案内)

この申告は、令和3年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などを計算する上での基礎となるほか、各種届出、申請に必要な所得証明書等を交付する重要な資料になります。3月15日(月)までに申告を済ませましょう。

あなたは申告が必要でしょうか？

申告が必要かどうかフローチャートを参考に確認してみましょう。

↓スタート

STEP 1

給与の方	☐ 年末調整を受けていない給与収入がある。 (例：中途退職、副業でアルバイト、年収2,000万円超の方など)
	☐ 年末調整を受けていない控除がある。 (医療費控除、寄附金控除等)
	☐ 給与所得の年末調整は受けたが、それ以外の所得が20万円を超えている。
	☐ 2か所以上の支払者から給与の支払いを受けた方などで、主な給与以外について、住民税を給与天引き以外の方法を希望する方。
年金の方	☐ 公的年金等の収入が400万円を超えている。
	☐ 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超えている。
	☐ 医療費控除、寄附金控除等がある。
その他	☐ 生命保険の満期返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある。
	☐ 事業所得や不動産所得(★青色申告)などがあり所得税を納める必要がある、または予定納税・源泉徴収に係る所得税の還付を受けられる。
	☐ ★土地・建物・株式などの譲渡所得や先物取引があり、所得税を納める必要がある。または損失の繰越控除を受ける。
	☐ ★純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける。
	☐ ★住宅借入金等控除の適用を初めて受ける。
	☐ ★令和元年分以前の確定申告。

一つでもチェックの
入った方は



**所得税の確定申告
をしましょう**

★の申告は市が開設する相談会場では受付できませんので税務署へ申告してください。

一つも当てはまらない方



STEP 2

☐ 給与収入のみで、勤務先から源泉徴収票をもらっている。
☐ 収入が公的年金のみである。
☐ 遺族の受ける恩給や年金、障害年金等の非課税所得のみで生活している方で以前に市県民税申告書を市に提出している。
☐ 市内に居住する人の税法上の扶養親族であり、事業所得や不動産所得、個人年金などの雑所得、生命保険の満期返戻金などの一時所得が無い。

一つも当てはまらない方



住民税の申告をしましょう

一つでもチェックの
入った方は



申告不要です



所得税を納めすぎの方は還付を受けるための確定申告書の提出ができます

令和2年分の確定申告は 新型コロナウイルス感染拡大防止のため**電子申告**をおすすめします！

パソコン・スマホでの申告

確定申告には、ご自宅等からパソコン・スマホでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。
電子申告には3通りの方式があります。可能な方法で申告書を作成してください。

マイナンバーカード方式

<準備するもの>

- ・マイナンバーカード
- ・(PC) IC カードリーダーライター
- (スマホ) マイナンバーカードの読み取りが可能な機種

ID・パスワード方式

<準備するもの>

- ・税務署で発行された ID・パスワード
- (ID・パスワード方式の届出完了通知)

印刷して郵送等で提出

自宅にプリンターが無い方はコンビニでプリントすることができます。

準備ができたなら国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」へ

電子申告ができない方は**会場で申告**をしましょう。

申告時の持ち物

- ◆印鑑（認印）
- ◆「個人番号カード」（お持ちでない方は「通知カード」と運転免許証などの本人確認書類）
- ◆前年の申告書の控え
- ◆税務署から送付された確定申告に関する書類がある方はその書類（確定申告の「お知らせはがき」や確定申告書類等）
- ◆所得や経費を証明する書類
 - ・令和2年分の給与所得や公的年金等の「源泉徴収票（原本）」、報酬、配当、一時所得などの支払調書など
 - ・事業所得、農業所得、不動産所得のある方は、「収支内訳書」（作成済のもの）および収入・必要経費のわかる帳簿等
 - ・不動産所得のある方は、経費となる固定資産税額を証明する書類
- ◆各種の控除を証明する書類（生命保険料控除証明書、国民年金保険料控除証明書、地震保険料等の支払証明書、医療費控除の明細書（領収書をまとめて計算済のもの、おむつ代について医療費控除を受ける場合には「おむつ使用証明書」等が必要）、寄附金・義援金の領収書等）。
- ◆障害者控除を受けようとする方は、障害があることを証明する書類（各種障害者手帳等または障害者控除対象者認定書 ※65歳以上で一定の要件に当てはまる方は高齢者・保険課または各保健福祉サービスセンターで発行ができます。）
- ◆通帳など口座番号がわかるもの（所得税が還付となる方）
- ◆利用者識別番号が分かる書類（お知らせはがき等）

諏訪税務署での申告

問 諏訪税務署 ☎52-1390

会 場	開設期間(土・日・祝日を除く)		時 間
諏訪税務署 1階	1月25日(月)～2月15日(月)	還付申告の方	受付 午前8時30分～午後4時 相談開始は午前9時～
	2月16日(火)～3月15日(月)	すべての方	

入場には入場整理券が必要です。当日発布か、LINE を通じたオンラインでの事前発行も可能です。

次の申告のご相談は諏訪税務署へ

- 青色申告者
- 亡くなられた方の申告
- 令和元年分以前の申告
- 土地や建物、株式、先物取引などの譲渡所得のある方
- 仮想通貨取引のある方
- 初年度の住宅借入金等特別控除や雑損控除を受ける方
- 税理士または税理士法人関与の法人の役員
- 消費税、贈与税の申告

左記の申告は市、税理士会場では
相談できません。

市役所、地区コミュニティセンターでの申告

ご自身で確定申告書や住民税申告書を作成できない方を対象に職員が申告書の作成をお手伝いします。受付できる内容が限られていますので、申告に必要なもの等を含め、確認の上、ご来場ください。

申告会場へお越しの際の注意事項

※必ずマスクを着用の上、ご来場ください。咳や発熱（37.5℃以上）の症状がある場合には、申告をお断りさせていただく場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※今年は新型コロナウイルス感染防止のため、受付番号札を取っていただいてから申告予定時刻に再来場いただく形で実施いたします。再来場が難しい方は例年通り待合室でお待ちください。

※作成済の確定申告書をお預かりすることはできません。税務署に持参するか郵送してください。

※期間前・期間中ともに市役所税務課窓口では、申告相談をお受けできません。

日 程 表 受付時間は、午前9時～11時、午後1時～4時（各地区コミュニティセンターは午後3時まで）です。

月	日	曜日	会 場	行 政 区	
				午 前	午 後
2月	16日	火	米沢地区コミュニティセンター	北大塩・鋳物師屋	埴原田・塩沢・米沢台
	17日	水	中大塩地区コミュニティセンター	中大塩1区・2区	中大塩3区・4区
	18日	木	豊平地区コミュニティセンター	福沢・下古田・上古田・広見・ 下菅沢・山寺団地・奥蓼科	南大塩・御作田・塩之目・上場沢・ グリーンヒルズヴィレッジ
	19日	金	北山地区コミュニティセンター	湯川・車山	糸萱・蓼科・蓼科中央高原
	22日	月		芹ヶ沢・鉄山	柏原・白樺湖・緑の村
	24日	水	湖東地区コミュニティセンター	上菅沢・中村・花蒔・堀	山口・新井・金山・須栗平・笹原・ 白井出・東平
	25日	木	玉川地区コミュニティセンター （※同日の分別収集は中止）	神之原	栗沢・小泉・南小泉
	26日	金	玉川地区コミュニティセンター	菊沢・山田・中沢・田道・穴山・緑	北久保・上北久保・子之神・小堂見・ 美濃戸
3月	1日	月	金沢地区コミュニティセンター	大沢・青柳・御狩野・金沢上・旭 ヶ丘・サンコーボラス旭ヶ丘	金沢下・大池・木舟・金沢台・新金沢
	2日	火	泉野地区コミュニティセンター	下槻木・中道・南蓼科台	大日影・上槻木・小屋場・若葉台
	3日	水	市役所議会棟大会議室	塚原・城山	本町
	4日	木	市役所議会棟大会議室	上原・横内・中沖・赤田・丁田	茅野町・仲町・坂室・鏡湖
	5日	金	市役所議会棟大会議室	高部・新井・安国寺・田沢・丸山	西茅野・向ヶ丘・東向ヶ丘・みどりヶ丘
	8日	月	市役所議会棟大会議室	茅野・中河原・西山・墨筋内	両久保・ひばりヶ丘・長峰
	9日～12日	火～金	市役所議会棟大会議室	上記の日程でご都合がつかない方	

※3月15日(月)は市の相談会を開設しません。ご注意ください。

税理士による相談会

要事前予約

予約先

税務課

市民税係

☎72-2101

関東信越税理士会諏訪支部による相談会を行います。（今年は市役所の相談会とは日時等が異なります）

会 場	日 程	時 間
市 役 所 議会棟大会議室	2月24日(水)～3月2日(火) 土、日、祝日は除く	① 午前9時～ ② 午前9時30分～ ③ 午前10時15分～ ④ 午前10時45分～ ⑤ 午後1時～ ⑥ 午後1時30分～ ⑦ 午後2時～

申込期間 2月8日(月)～2月10日(水)

定 員 126名（電話による申込先着順）

■令和2年分の税制改正について（概要）

令和2年分は大幅な税制改正がありますのでご確認ください。主なものについてご紹介します。

青色申告特別控除の改正

青色申告特別控除は55万円に引き下げられます。

申告期限内に①e-TAXによる申告をする場合②電子帳簿の備付け・保存をする場合は引き続き65万円の特別控除が受けられます。

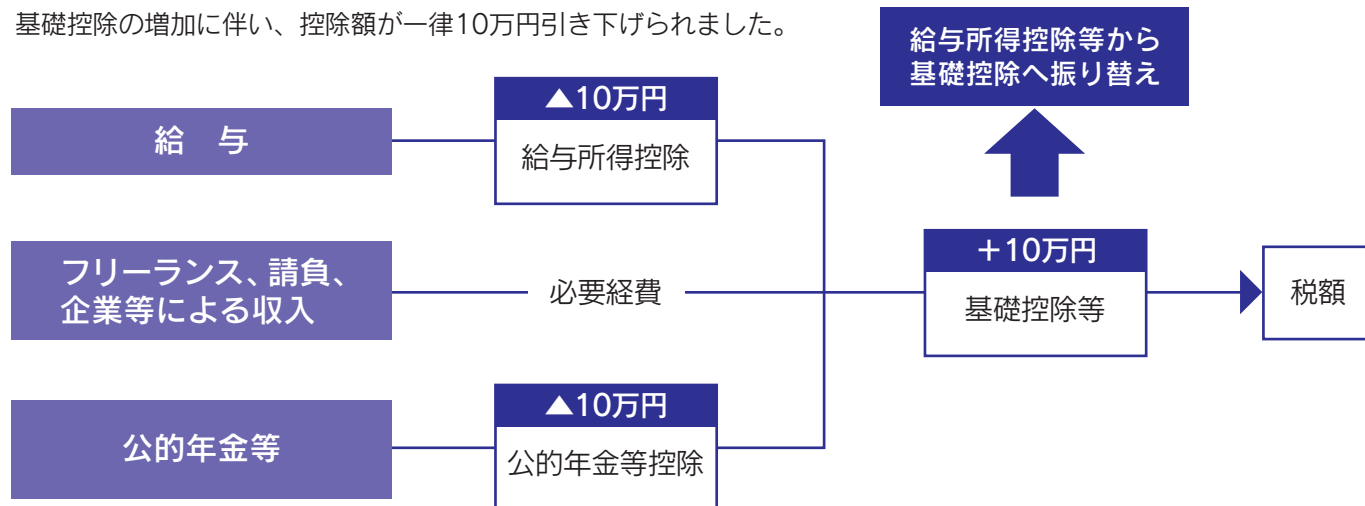
※税務署のパソコンでの申告では65万円の特別控除を受けることはできませんのでご注意ください。

基礎控除の改正

合計所得金額	令和元年分	令和2年分以後
2,400万円以下	38万円（住33万円）	48万円（住43万円）
2,400万円超2,450万円以下		32万円（住29万円）
2,450万円超2,500万円以下		16万円（住15万円）
2,500万円超		適用なし

◆給与所得控除の改正

基礎控除の増加に伴い、控除額が一律10万円引き下げられました。



※給与所得控除額については上限額が適用される収入金額が850万円（改正前1,000万円）とされるとともに、その上限額が195万円（改正前220万円）に引き下げられました。

◆所得金額調整控除の創設

改正により税額が増えてしまうことになる①給与収入850万円超の方のうち、23歳未満の扶養親族がいる方や特別障害者である扶養親族がいる方、②給与と年金の双方を有する方に配慮し、「所得金額調整控除」の制度が設けられました。

（控除額）①（給与等の収入金額－850万円）×10% ※給与収入額が1,000万円を超える場合は1,000万円

② 給与所得（10万円を限度）＋公的年金に係る雑所得（10万円を限度）－10万円

◆ひとり親控除の創設/寡婦控除の改正 ◆非課税措置の対象へのひとり親の追加

従来の寡婦・寡夫控除制度における男女間の不平等や婚姻歴による不平等を是正するため、男女とも次の要件を満たす場合にひとり親控除が認められます。（イ）生計を一にする一定の子を有すること（税法上、扶養している子）（ロ）合計所得金額が500万円以下であること。（ハ）事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。ひとり親に該当しない場合の寡婦控除には従来の要件に上記（ロ）と（ハ）の要件が追加されました。

	ひとり親控除	寡婦控除
控除額	35万円（住30万円）	27万円（住26万円）

◆文化芸術・スポーツイベント代金等払い戻し請求権の放棄に係る寄附金税額控除の特例

必要書類：指定行事証明書のコピー、払戻請求権放棄証明書